

# NAKAYANO FORUM

中野フォーラム | 2013 JANUARY | 中野公認会計士事務所

## 年頭所感

本物思考への回帰

## 税務相談室

## 会社法入門

## 中小企業の監査

健全経営に役立つ「売掛金管理」のツボ

## やさしい経営分析

キャッシュ・フロー計算書を読む

Topics

「改正労働契約法」のポイント

NEW YEAR  
vol.  
**57**  
リニューアル号



## 年頭所感 本物思考への回帰

所長 公認会計士 中野 雄介

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年を振り返りますとロンドン五輪で日本の活躍や、山中教授のノーベル賞の受賞があったものの、尖閣、竹島さらには北方領土の問題が先鋭化して国際社会における日本の光と影が対照的に表れた年であったように思います。また、米国、ロシア、中国、フランスなど、世界の主要国のトップが選ばれ、日本では解散総選挙の結果、政権交代が実現した年でもありました。

当事務所におきましては、ホームページをリニューアルし、より見やすく、より活用しやすくなりました。情報交流の場としてご利用頂ければ幸いです。また、新たにロゴマークを作成いたしました。当事務所の創業の地が西陣であることから西陣織をイメージしております。ロゴマークの重なった線は、西陣織の縦糸横糸をイメージして関与先や中野事務所のグループがしっかりとおり合わさった様子を、そして斜めに延びる線は、これからの発展成長をイメージしております。所員ともどもご愛顧頂きますようお願いいたします。

また、今回の中野フォーラムから創刊より親しんで頂きましたデザインを刷新して新たなデザインで再出発いたしました。デザイン刷新にあたって、創刊号を振り返ってみました。

### 「創刊号を振り返って」

中野フォーラムは昭和55年10月に創刊されてから32年、今号で57号となります。創刊号には先々代の挨拶が掲載されていますが、一部抜粋いたしますと、「此の度、当事務所で最近とみに複

雑多様化した事業環境の変化に対応し、関与先の皆さまと心のふれ合いを主眼とした「中野フォーラム」を発刊することになりました。

……「中野フォーラム」は、各分野に亘る肩のこらない情報や、知識、質疑応答をお届けし、当事務所とのコミュニケーションの場として有意義に活用されればこれに過ぎる喜びはございません。」とあります。32年前も現在と同様に複雑多様化した事業環境の変化への対応が問題意識であることがわかります。また、「心のふれ合い」や「コミュニケーションの場」という観点は創刊号から変わらない、変えてはいけない精神であります。現在も、混迷の時代、先の見えない時代とよく言われますが、過去を振り返ってみますと、同じような課題を持ちそれを克服してきたことがわかります。環境がどうであれ将来を切り開くのは知恵と行動力以外にないのではないかとつくづく思います。

### 「表面的な時代」

さて、最近の世の中の風潮として限られた時間内にいかに効果的なプレゼンテーションを行うか、キャッチフレーズをいかに印象付けるかといった傾向が強くなるような気がします。表現が下手であったり慣れていないと最初から聞いてももらえず、じっくり話を聞いてその中から本質を抽出して新しいアイデアに繋げたり本物を作り出すといった過程が省略されているようです。持久力ではなく瞬発力がもてはやされる、そんな時代を感じます。いいものをゆっくりと育てる余裕がなくなっているのかもしれない。

### 「相互扶助の精神」

激しい競争の中で勝ち残ったものを選び世の適者であるという弱肉強食、市場原理主義の考え方のみで本当に豊かな社会が実現できるのでしょうか。競争が激しくなればなるほど強いものも含めて勝つこと、現状を維持することに躍起になって周りへの気遣いや弱者への配慮がなくなってどんどん殺伐とした社会に向かっていくように思います。殺伐とした社会の変革を求めて救世主やリーダーに期待するわけですが、このような状況ではたとえ勝ち残ったとしても競争に疲れ果て大局に立って世のため人のために活動する気力も残されていないでしょうし、勝ち残ってからリーダーとしての心構えを学ぶには遅すぎる感も否めません。ならば、リーダーに期待せず、個々人ひとりが自分でできることをやり切り、そして弱肉強食、市場原理主義だけでない相互扶助、お互いさまの精神で協働していくしかないように思います。

### 「本物を育てる」

一方で、次世代のリーダーの育成に本腰を入れて取り組むことも必要だと思います。そのためには小手先の技術で目の前の競争に勝つための教育ではなく、リーダーとしての心構えや大局に立ったものの見方を習得させる教育を若い時から施すことが肝要ではないかと思えます。

本年は巳歳に当たります。巳歳は実を結ぶ年とも言われております。本年はじっくりとアイデアを練り、本物を育み作り出す、そんな年にしたいものです。経営者の皆様方におかれましては是非、高い志と強い意志、信念を持って、経営に邁進されますことを願っております。



## 会社と会社が 合併したときの税金は？

兄Aが株主であるX社は卸売業を営んでいます。弟Bが株主であるY社は小売業を営んでいます。この度一体経営による効率化を図るため、X社がY社を吸収合併することを検討しています。吸収合併した場合の税金面を教えてください。

(平成24年4月1日現在の税法に基づきます。)

合併とは、2つ以上の会社が1つになることをいいます。税法では、①X社が弟BにX社株式のみを交付する場合(以下「適格合併」)と②株式以外に金銭等も交付する場合(以下「非適格合併」)の2通りがあり、それぞれで一部税金が異なる場合があります。

### 1. 法人税

#### ①適格合併の場合

Y社の資産負債がX社に帳簿価額で移転するので、X社、Y社ともに法人税はかかりません。

#### ②非適格合併の場合

Y社の資産負債がX社に時価で移転するため、Y社で譲渡損益(グループ法人税制の適用による特定の資産の譲渡損益を除く。)が計上され、課税所得に含まれます。

### 2. 所得税(株主に対する課税)

#### ①適格合併の場合

弟Bの所有株式がY社株式からX社株式に帳簿価額で移転するので、所得税はかかりません。

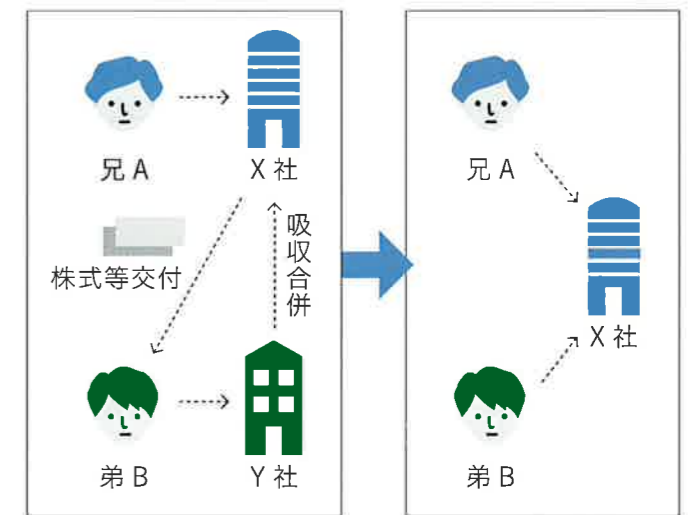
#### ②非適格合併の場合

弟BはX社株式を時価で取得するため、Y社株式の譲渡益及びみなし配当に対し課税されます。

### 3. 消費税

#### ①合併による移転時

合併による資産負債の移転は包括的な資産の移転であり、個々の資産の譲渡でないため、適格合併、非適格合併を問わず消費税はかかりません。



#### ②合併後

基準期間の課税売上高を計算する場合には、X社とY社の基準期間に係る課税売上高を合算して判定する必要があります。X社が免税事業者であった場合又は簡易課税を選択していた場合は注意が必要です。

### 4. 登録免許税

①Y社は解散の登記申請で30,000円の登録免許税が必要です。

②X社は、「増加資本金の額×0.15%(最低税額30,000円)」の登録免許税がかかります。また、商号変更、目的変更等がある場合には別途登録免許税が必要です。

③Y社が土地又は建物を所有している場合、所有権移転の登録免許税として「固定資産税の課税標準額×0.4%」がかかります。

### 5. 不動産取得税

合併による不動産の移転には、適格合併、非適格合併を問わず不動産取得税はかかりません。

組織再編チーム 税理士 加茂 敏充

# 会社法入門



## ■株主平等の原則と種類株式

会社は、株主をその有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱わなければならないという原則が認められており、これを「株主平等の原則」と呼んでいます。しかし、定款で定めれば、会社は権利内容等の異なる株式である「種類株式」を発行することもできるとしています。種類株式とその内容としては、

### 1 優先株式・劣後株式

「剰余金の配当」や「残余財産の分配」について、他の株式より優先したり劣後したりする株式。

### 2 議決権制限株式

株主総会において議決権を制限（行使することができない）する株式。

### 3 譲渡制限株式

譲渡により株式を取得する場合に会社の承認を要するという株式。

### 4 取得請求権付株式

株主が会社に対し、株式を取得するよう請求できる株式。

### 5 取得条項付株式

一定の事由が生じた場合（従業員でなくなった場合等）に、会社が株主から強制的に株式を取得できる株式。

### 6 全部取得条項付株式

株主総会の特別決議により、会社がその株式全部を取得することができる株式。

### 7 拒否権付株式（黄金株）

株主総会・取締役会において決議すべき事項につき、その決議のほか拒否権付種類株主総会の決議が必要となり、株主総会・取締役会における決議につき拒否権を行使できる株式。

### 8 取締役・監査役選任決議付株式

全株式に譲渡制限が設定されている会社（非公開会社）において、その種類株主総会において、取締役・監査役を選任することができる株式。

「種類株式」で実務上多いのは「優先配当・議決権制限株式」ですが、これは、株主として株主総会に出席し、議決権を行使することには興味がなく、もっぱら配当を得ることに興味のある株主のニーズに答えたもので、「配当については優先しますが議決権はありません」という内容の株式です。

## ■属人的定め

全株式に譲渡制限が設定されている会社（非公開会社）において、剰余金の配当、残余財産の分配、議決権等に関する事項につき、「株主ごと」に異なる内容を定款で定めることができるようになっています。これは、「特定の株主」に属人的に上記の内容を与えたものであり「属人的定め」と言われています。

旧有限会社法にあった制度を受け継いだもので、種類株式と同じ取扱を受けることとなりますが、種類株式のように登記はされません。

「種類株式」は事業承継の対策として、ニーズも高くなってきています。

司法書士 森上 政人

一般的に売上は日常的に発生する取引で、それだけに間違いの生じやすいものです。売上と連動する売掛金も、販売から回収までの各段階で誤りが生じやすく、売掛金の請求漏れや回収漏れ、二重請求などが起こることがあります。さらには厳しいノルマにより、売上の架空計上など従業員の不正が生じる事例もみられます。適切に売掛金を管理して健全な経営を行いたいものです。

健全経営に  
役立つ  
「売掛金管理」  
のツボ

〈第3回〉  
中小企業の  
監査

## 1. 内部統制の構築は充分ですか

日々の業務において従業員の不正や誤謬を未然に防止または適時に発見するためには、適切な内部統制の構築が欠かせません。以下に販売から売掛金の回収にかけての内部統制構築のポイントを記載いたしましたので参考にしてください。

全般	①職務分掌および職務権限を規程化している。 ②売上、出荷、請求、入金および会計業務を担当する者は各々独立している。
与信管理	①新規取引先については信用調査が行われている。 ②売掛金残高について与信限度の超過の有無を確認している。 ③得意先に対する与信限度について定期的に見直しが行われている。
受注	①受注台帳、契約書及び注文書等は、秩序整然と保管している。 ②受注内容、受注条件について責任者の承認を受けている。
出荷	①出荷担当者は出荷責任者の承認後、出荷指図書に基づき出荷業務を行う。 ②得意先からすべての物品受領書を入手している。
売上計上	売上伝票と出荷報告書や物品受領書との照合が行われている。
請求	①もれなく請求書が発行され取引先に適時かつ正確に送付されている。 ②返品、値引、割戻による減額処理は適切な権限者の承認を受けている。
売掛金管理	①予定日までに回収されなかった売掛金は適切にフォローされている。 ②得意先別に増減分析や回転期間分析が行われている。 ③年齢調べが定期的に行われている。 ④残高確認が定期的に行われている。

## 2. 効果的に異常を発見しましょう

全ての業務を経営者が毎日細かくチェックできればいいのですが、現実にはそうはいきません。上記、売掛金管理で挙げた得意先別増減分析や回転期間分析、売掛金の年齢調べ、残高確認は、事後的ではありますが、誤謬や不正を発見するにあたって非常に有用な手続です。

### (1) 分析で異常値発見

① 得意先別増減比較  
月次推移あるいは期末比較し、増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのか、それとも増減を繰り返しているのかをみて、異常がないかチェックします。

### ② 回転期間分析

売掛金の回転期間とは、売上計上から回収までのくらの期間を要しているかを示すものです。算式は「売掛金÷月平均売上高」で求め、仮に売掛金の決済条件が、月末翌月末払いであった場合は、この式に当てはめて概ね1ヶ月の回転期間となります。1ヶ月前後でない場合には、滞留や不正など何らかの問題が生じていることが疑われます。

### (2) 売掛金の年齢をチェック

上記の分析により滞留が疑われる場合、次に行う手続は売掛金の年齢チェックです。取引先毎に、発生日月、回収状況を検証して正常に回収できているか、滞留がないかを調べます。

### (3) 残高確認

売掛金の残高確認とは、取引先に対して、残高確認書を郵送し、会社が債権として認識している金額と、取引先が債務として認識している金額とが一致しているかを確認する手続をいいます。一致していなければその原因を分析し、異常な原因であれば対処する必要があります。

## 3. 正しく貸倒引当金を計上しましょう

多くの中小企業では、税務会計のみで決算が組まれ、貸倒引当金は税務基準で計上されています。企業会計では、売掛金の回収可能性を評価し貸倒引当金を計上します。また、長期滞留している債権については固定資産への組み替えも行われます。税務で認められないとしても、正しい経営判断を行うためには、厳密に売掛金を評価することが重要です。蛇足かもしれませんが、財務諸表を利用して財務分析をする際にも、正しい数値を反映しているとはいいたく、また上場企業と比較する場合、計上基準が異なるため、正確な比較が行えません。

私たち公認会計士が監査に行くような大会社では、上記に加え多くの業務でシステム化が進み、ミスや不正を未然に防ぐ仕組みが構築されています。一方、中小企業では資金や人員の制限があり、内部統制が不十分な場合があるのではないのでしょうか。だからといって、担当者の資質や能力に依存していたのでは、事故が起きたときに多大な損害を被る危険があります。今回のポイントをご確認いただき、貴社の経営にお役立ていただければと思います。

公認会計士 三牧 潔

# やさしい 経営分析 第3回

## キャッシュ・フロー計算書を読む

### 3つの活動区分

#### 営業活動によるキャッシュ・フロー

本業から生じる取引と、投資活動や財務活動に区分されない取引から生じるキャッシュ・フローが表示されます。一般的にプラスであれば本業は順調と考えてよいと思います。逆にマイナスの場合は、資産の売却や借入によって資金を補填しなければならない状態です。ただしこのような補填は長くは続かないので、倒産の可能性もある非常に危険な状態といえます。

#### 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得・売却や定期預金の預入・払出、投資有価証券の売買等により生じるキャッシュ・フローが表示されます。保有資産の売却等による資金の回収はプラスに、将来に向けた設備投資はマイナスに表示されます。

#### 財務活動によるキャッシュ・フロー

資金調達により生じるキャッシュ・フローが表示されます。借入や増資等はプラスに表示され、逆に返済や配当等はマイナスに表示されます。

### キャッシュ・フロー計算書の簡単な読み方

全ての項目を見なくとも、各キャッシュ・フローのプラスマイナスだけで企業体質くらいは読み取れます。下の表をご覧ください（CFはキャッシュ・フローの略です）。

CF区分	A社	B社	C社	D社
営業CF	+	+	+	+
投資CF	-	-	+	+
財務CF	-	+	-	+

CF区分	E社	F社	G社	H社
営業CF	-	-	-	-
投資CF	-	-	+	+
財務CF	-	+	-	+

各活動にかかるキャッシュ・フローのプラスマイナスだけに注目して、企業を8種類に分類してみました。

**A社**…本業で稼いだお金を設備投資に回し、さらに余ったお金で借入の返済を行っています。成熟した優良企業に多いタイプで、キャッシュ・フロー経営に最も成功している企業といえます。

(A社の具体例)

	イオン(株)
営業CF	203,382
投資CF	-327,865
財務CF	-13,061

(平成24年2月期 連結 単位:百万円)

営業キャッシュ・フローを上回るほどの投資を行っています。どんどん新規店舗を増やしているイオンらしいお金の流れが読み取れます。

**B社**…本業でお金を稼ぎつつ、さらに借入による資金調達も組み合わせ、積極的な設備投資を行っています。新規分野へ進出しようとしている伸び盛りの優良企業に多いタイプです。

**C社**…本業でお金は稼げていますが、さらに保有資産を売って資金をつくり、これを借入の返済に充てている状態です。財務体質の見直しを行っている企業に多いタイプです。

**D社**…すべてのキャッシュ・フローがプラスで資金は潤沢ですが、どうも使いみちがハッキリしません。戦略的投資や企業買収等のために資金準備をしている可能性もありますが、効率的な経営ができていないだけかもしれません。

**E社**…本業でお金を稼げず、借入の返済も迫られているために資金繰りは厳しいです。ただし設備投資は欠かしていないことから、起死回生の一手を用意している可能性があります。

**F社**…本業でお金を稼げていない現状を積極的な設備投資で打開しようとしています。会社の命運はプロジェクトの成否にかかっています。

(F社の具体例)

	(株)レイコフ
営業CF	-7,109
投資CF	-281
財務CF	7,905

(平成19年8月期 連結 単位:百万円)

(株)レイコフの連結損益計算書も見ましょう。

売上高	23,912
売上原価	-18,845
売上総利益	5,066
販管費	-2,516
営業利益	2,550

この会社は営業利益が黒字であるのにも関わらず、翌年9月に破産手続を開始しています。営業キャッシュ・フローのマイナスは危険な状態、というのがわかりやすい事例です。

**G社**…借入の返済を迫られています。本業が不振であるため、保有資産の売却により事業規模が縮小してしまうことは必至なので、企業の将来性に黄信号が灯っています。

**H社**…本業不振による資金不足を保有資産の切り売りや金融機関からの借入によってなんとか補っており、経営が逼迫しています。

### さいごに

今回ご紹介した方法は他社だけでなく、自社の経営状況を分析するのにも有効です。キャッシュ・フロー計算書を作りたいけれど作り方がわからないという場合は、ぜひ担当者にご相談ください。

公認会計士試験合格者 宮田 傑

# Topics

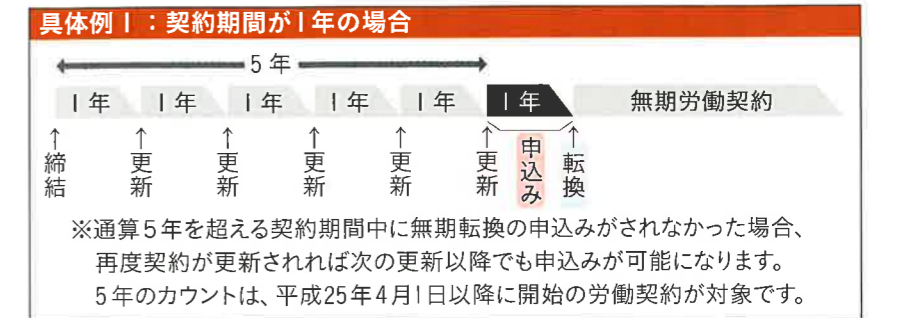
## 有期労働契約に関する新ルール 「改正労働契約法」のポイント 5年超は無期雇用への転換を義務付け

### 今後の人事労務管理に 大きな影響

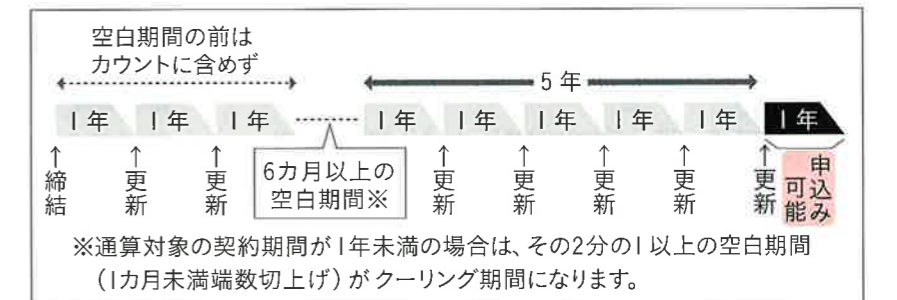
昨年8月に「改正労働契約法」が成立・公布され、一部は公布と同時に施行されています。この改正法は「有期労働契約」に関する新しいルールを定めるものであり、企業における有期労働契約者の人事労務管理に大きな影響を与えるものです。

### 改正の概要

**I 有期労働契約の無期労働契約への転換** [施行日:平成25年4月1日]  
有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたとき、労働者が使用者に対し申込みを行うことによって期間の定めのない契約(無期労働契約)に転換されます。つまり、労働者が申込みをすると、使用者が申込みを承諾したものとみなされ、申込み時の有期労働契約が終了する翌日に無期労働契約が成立します。



なお、通算契約期間のカウントにあたって、6カ月以上の「空白期間」(クーリング期間)がある場合には、前の契約期間を通算しないこととされています。



### II 「雇止め法理」の法定化

[施行日:平成24年8月10日]  
有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異なる状態の場合、または労働者が有期労働契約の期間満了時に契約更新を期待することに合理的な理由が認められる場合に、使用者が雇止めをすることが「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」は、有期労働契約が更新(締結)されたものとみなされます。

### III 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

[施行日:平成25年4月1日]  
有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることにより不合理に労働条件を相違させることが禁止されます。

### 企業の実務対応

企業としては、人件費等に関して大きな負担が生じる可能性のある改正です。また、就業規則や雇用契約書の作成・見直し、契約更新を行わない有期労働契約者への雇止めの通知等、今後の実務対応が重要となります。

社会保険労務士 江葉 さよみ

米大統領選挙は、332人の選挙人を獲得した民主党のオバマ候補が、206人の共和党のロムニー候補に差をつけて再選された。同時に行われた米議会選挙では、共和党が下院で過半数を維持する一方、上院では民主党が多数を保つ結果となった。いわゆる「ねじれ」の現象が米国でも生じている。

米国では、今年末に大型減税が失効し、来年1月には連邦歳出の強制削減が始まり、急激な財政引締めにつながることから発生する「財政の崖」を回避することが急務とされている。2期目のオバマ大統領が、「ねじれ」のなかでこの問題にどう対処していくかが注目されている。

他方、オバマ大統領は今後、日本に何を求め、日本はどのような影響を受けるのだろうか。オバマ大統領は、自国の経済を活性化させるためにアジア市場に進

## 米大統領選挙を終えて



出しようとして、アジア重視への転換を宣言してきた。ここでは、アジアの中で影響力が大きくなってきた中国の動静に大きく左右される。経済的には、中国を追い込むため日本にTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)に早く参加するよう要請してくる可能性があるし、南シナ海や東シナ海(尖閣諸島など)での軍事力強化をしていることについては、日米安全保障の枠組みなどを強化してくる可能性も考えられる。

米国の大統領が決まり、中国の国家主席や韓国大統領が変わる。2013年にはその新しいリーダーが自国の政策を展開する年になる。そんななかで、日本は「日本に何が求められているか」を気にする前に、「日本は、経済や安全保障の分野で何を求めるのか」を打出す必要があると感じる。

(呑太郎)

## 海外情報

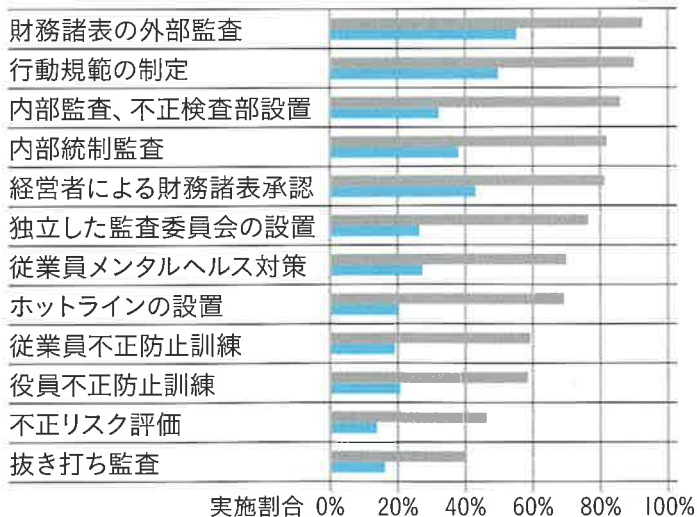
### 米国企業の不正防止対策事情

世界最大規模の不正防止のための非営利法人である米国公認不正検査士協会の報告によると、2011年末に実施された調査において、中小企業は不正防止対策の実施割合で大企業に遅れをとっていることがわかりました。その主な理由は資金不足で、企業間格差は万国共通のようです。確かに内部監査の実施や不正検査部の設置は中小企業にとって、コストに見合う成果を得られない可能性があります。しかし、経営理念や社訓を具体的な形で表した行動規範の制定等の不正防止対策は、少ないコストで企業に大きな効果をもたらすことが報告されていますので、実施を検討されてみてはいかがでしょうか。

公認会計士試験合格者 鈴木 洵平

### 不正防止対策の実施状況

■従業員100人以上 ■従業員100人未満



[出典] Journal of Accountancy 2012年8月号



中野公認会計士事務所  
NAKANO C.P.A. OFFICE

発行所 中野公認会計士事務所  
〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入  
TEL.075-431-4361(代) FAX.075-431-4365  
http://www.nakano-cpa.com/

発行人 中野 雄介

表紙写真  
伏見稲荷大社